

地球温暖化計画（区域施策編）の 策定について

1. 地球温暖化対策計画とは

・「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条において、地方公共団体に策定が義務付けられた計画。中核市未満の市町村は努力義務とされている。

・滋賀県内の策定状況（19市町中策定済8市、策定中2市）

策定済(策定中含む)	未策定
<ul style="list-style-type: none">・滋賀県・大津市・彦根市・長浜市・近江八幡市・草津市・守山市(環境基本計画に内包)・湖南市・米原市(環境基本計画に内包)・甲賀市(策定中。事務事業編と一体化)・高島市(策定中)	<ul style="list-style-type: none">・野洲市・栗東市・東近江市・日野町・竜王町・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町

「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」によると・・・

● 区域施策編に盛り込む内容を絞り込み、簡素な計画とすることが可能

例えば、対象とする温室効果ガスの種類をエネルギー起源CO2に限定

・地域の経済的・社会的課題の解決に資する施策についてまずは注力

・地域において最も利用しやすい種類の再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギーの促進、環境教育の着実推進等の施策を重点化する

● まずは簡素な内容の区域施策編を策定・実施することとし、将来の見直し・改定の時点において・・・段階を踏んで中長期的に拡充を図っていくことも考えられる

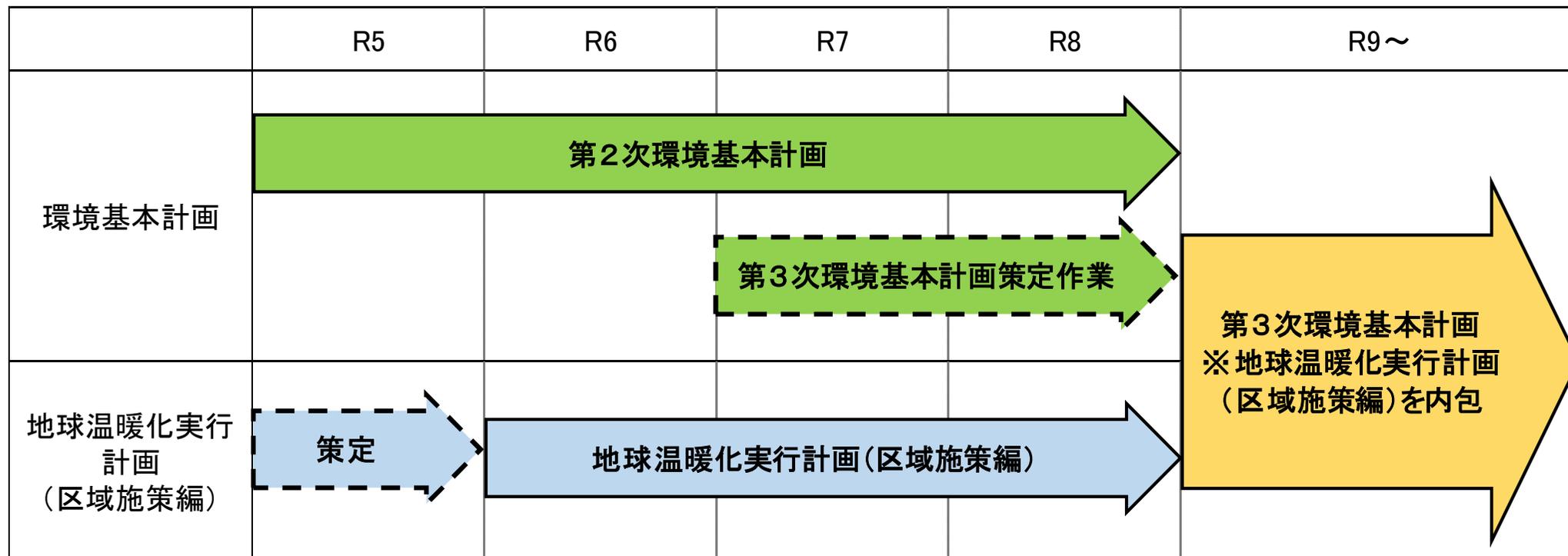
● 地方公共団体独自の環境基本計画その他の計画と地方公共団体実行計画と統合することも可能

2. 野洲市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定方針

①早期の策定を目指す

②まずは内容を絞り込んだ簡素な計画を策定し、段階的に拡充

③令和9年度に開始となる第3次環境基本計画策定時に本計画を拡充し、環境基本計画と統合する



・区域施策編の内容(案)

①計画期間

・2024年度(令和6年度)～2030年度(令和13年度) 8年間

※国の計画期間に準拠

②対象とする温室効果ガス

・二酸化炭素

③地方公共団体実行計画の目標

・2030年度に2013年度比 46%削減

※国の目標に準拠

【最新の値(野洲市)】
2013年度CO2排出量:480千t



2020年度CO2排出量:348千t

削減率27.5%

④温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策の柱

・再生可能エネルギーの利用促進	地球温暖化対策推進法第21条第3項第1号
・事業者・住民の削減活動促進	第2号
・地域環境の整備・改善	第3号
・循環型社会の形成	第4号

<考えられる施策の方向>

再生可能エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所・住宅の再生可能エネルギーの導入促進
事業者・住民の削減活動促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所・住宅の新築・改築時のZEB化・ZEH化の促進 ・事業所・住宅の高断熱・省エネ設備の導入推進 ・市内事業者としての市役所の取組【地域温暖化実行計画「事務事業編」】 ・次世代自動車等の普及促進 ・省エネ行動の普及促進 ・環境学習の推進 ・地産地消の推進【農業振興計画】
地域環境の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通ネットワークの整備【都市計画マスタープラン】 ・自転車・徒歩で移動しやすい環境整備 ・みどりの保全・創出・育成【みどりの基本計画】 ・環境に配慮した農業の推進【農業振興計画】 ・農地・里山等の保全
循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rの推進【一般廃棄物処理基本計画】 ・廃棄物の適正排出【一般廃棄物処理基本計画】